

多様な体験型観光推進事業補助金 申請FAQ

対象者について

1	個人事業主なので、登記はありませんが、申請できますか。	都内に住所を有し、都内で美容体験型観光サービスを提供している場合、対象となります。 ※募集要領「2 定義（2）」の「都内に登記簿上の本店又は支店を有する」という条件を、「都内に住所を有する」と読み替えます。
---	-----------------------------	--

対象事業について

1	美容体験型サービスとはどのようなものでしょうか。	本事業における美容体験型サービスとは、外国人旅行者に向けた、医療行為やそれに準ずるサービスを含まない、直接身体に行う美容施術サービス（ヘア、ネイル、メイク等）で、旅行期間内の体験で完結するサービスをいいます。
2	マッサージ・エステは補助対象になりますか。	本事業においては、マッサージ・エステは、医療行為又はそれに準ずるサービスに該当すると判断し、対象外としております。
3	ヘアカット、ヘッドスパ、マッサージ、メイク、ネイルなど総合的なビューティケアを行っています。補助対象となりますか。	総合的なサービスを展開し、補助対象のサービスと補助対象外のサービスが混在する場合の考え方は、以下のとおりとなります。 ・外国人観光客向けの施設整備及び備品購入については、補助対象となるサービスに関する取組に限り、補助対象となります。 ・多言語化（翻訳機の導入、ホームページの多言語化など）については、サービスごとの区別が困難と認められる場合に限り、当該経費全額を補助対象とします。
4	外国人旅行者を受け入れるために機器の導入を考えていますが、汎用機器のため、日本語機能も標準で搭載されています。補助対象になりますか。	本機器導入が外国人旅行者受入れのために実施するもの（従来どおり日本人だけにサービスを実施するのであれば導入する必要のない機器等）であれば、全額補助対象となります。 日本人及び外国人旅行者の双方をサービス対象として導入する機器については、外国人旅行者向けに関する部分のみを補助対象とします。
5	ホームページの多言語化を検討していますが、補助対象となりますか。	本補助事業は、外国人旅行者に高度な美容サービスを提供するための取組を支援するものです。ホームページの多言語化のみでは、外国人旅行者にサービスを提供できる体制とはいえないことから、店舗内の外国人旅行者受入れ態勢（多言語対応等）、外国人旅行者への広報計画等の整備が必要です。（外国人旅行者受入体制の整備も本補助事業の対象になる可能性があります。申請する場合は、ホームページの多言語化と一緒に申請してください。）
6	施術用の椅子を体の大きな外国人旅行者のために、今よりも大きいものに更新したいと考えています。補助対象となりますか。	本事業は、外国人旅行者向けサービスの展開を目的としていることから、施術用の椅子の外国人対応のほかに、ホームページの多言語化や外国旅行会社とのツアー造成の提携など、外国人旅行者の受入れのための体制を整備する必要があります。 ホームページの多言語化など、外国人旅行者受入れのための十分な体制がすでに整備されている場合は、椅子の購入のみでも申請が可能です。
7	外国人の髪質に合わせた薬剤等の製品開発は、補助対象となりますか。	以下の観点から、外国人旅行者に美容サービスを提供するための取組であると確認できる場合は、補助対象となります。 ①外国人の髪質や宗教、文化への対応にするために必要なものであるか。 ②開発した製品が、外国人向けサービスの提供に直結するか。 ③販売用の製品ではなく、自らの美容院で使用するものか。